

## 令和6年度第2回茅ヶ崎市青少年問題協議会 会議録

議題	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 令和6年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針に基づく事業報告について</p> <p>(2) 令和7年度からの青少年問題協議会の開催スケジュールの変更について</p> <p>2 協議事項</p> <p>(議題1) 子どもの安全を守る都市宣言(改定)について</p> <p>(議題2) 令和7年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針について</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 青少年広場の利用ルールについて</p>
日時	令和7年3月26日(水) 10時から10時50分まで
場所	茅ヶ崎市役所 本庁舎4階 会議室1・2
出席者氏名 (敬称略)	<p><b>【会長】</b> 佐藤 光</p> <p><b>【副会長】</b> 岸 正明</p> <p><b>【委員】</b> 水本 定弘、戸井田 眞、木下 操          須田 譲、松本 陽子、笈 智子、菊地 純子          朝倉 哲男、南 栄美子、山田 純平          石川 みなみ、大江 雅美、松永 忠弘          南雲 務、赤坂 雅裕、吉原 弘子、岸 宏司          竹内 清</p> <p>(欠席) 鈴木 健二、杉山 徹</p> <p><b>【幹事】</b> 大竹 功、佐藤 勇、谷久保 康平、瀧田 美穂          坂田 哲、樋口 剛、白鳥 慶記、木村 千裕          新居 博志、松永 昭治、松岡 智紀          伊勢田 珠代、関山 知子</p> <p>(欠席) 沼澤 弘税</p> <p>(代理) 生活安全課防犯少年係 遠藤伸一</p> <p><b>【関係職員】</b> 南湖公民館長 星谷 尚央          青少年館長 中原 英子</p> <p><b>【書記】</b> 青少年課課長補佐 永島 陽子</p>

	主査 千色 出 主任 小清水 明香 主事 成瀬 雅子
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 名簿、席次表</li> <li>・ 茅ヶ崎市青少年対策基本方針</li> <li>・ 茅ヶ崎市青少年対策基本方針に基づく令和6年度事業報告</li> <li>・ 令和7年度からの青少年問題協議会の開催スケジュールの変更について</li> <li>・ 子どもの安全を守る都市宣言の改定について</li> <li>・ 令和7年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針（案）</li> <li>・ 青少年広場一覧・青少年広場のルール</li> </ul>
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	0名

○青少年課長より

- ・ 協議会所掌事務の説明
- ・ 委員・幹事の変更報告、委嘱
- ・ 委員の過半数の出席を満たし会議の成立（全委員21名、出席委員19名）
- ・ 傍聴者の確認（傍聴者なし）

【開会】

○佐藤会長

まず初めに、茅ヶ崎市青少年問題協議会の運営について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（永島課長補佐）

事務局より説明をさせていただきます。議事に入ります前に、会議の運営について、決定いただきたい点が2点ございます。

1つ目は、会議の公開、非公開についてです。茅ヶ崎市では、情報公開条例に基づきまして、審議会の会議については公開を原則としております。個人情報等の非公開情報を含む場合には非公開とするところがございますが、今回の議事では、個人情報の取り扱いはございませんので、公開をさせていただきたいと考えております。

2つ目としましては、会議録の形式についてです。会議録の記載方法といたしまして、

発言については、逐語録を原則とし、委員名を記載した上で、ホームページ及び市政情報コーナーで公表したいと考えております。会議録は事務局が作成し、公表前に各委員に内容をご確認いただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○佐藤会長

事務局からの説明が終わりました。会議は公開、議事録は逐語録とし、公表前に委員にご確認いただくといことで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、事務局案のとおり進めます。

それでは議事に移ります。議事1「報告事項」の報告1「茅ヶ崎市青少年対策取組方針に基づく令和6年度上半期事業報告について」、事務局から説明してください。

○事務局（永島課長補佐）

それでは、事務局より「令和6年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針に基づく事業報告について」ご説明させていただきます。こちらの議題につきましては、「茅ヶ崎市青少年対策基本方針」に基づき毎年設定しております「令和6年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針」に基づく各事業の実施状況についてご報告するものです。主要な事業として取り上げた事業のうち、体験学習センターの事業について、ご報告いたします。

○事務局（千色主査）

青少年課の千色と申します。よろしく願いいたします。

令和6年度青少年対策取組方針に基づく主な事業のうち、茅ヶ崎公園体験学習センターにおける自主事業についてご報告いたします。資料1の15・16ページをご覧ください。

茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラスは、令和6年4月より指定管理者による運営に移行いたしました。指定管理者である株式会社タウンニュース社のもとで令和6年度は2月末時点で、53事業の自主事業を実施されました。このうち、24事業は、参加対象に青少年世代を含んだものです。主なものをご紹介します。

ご紹介する事業のうち19事業で定員を超える応募または定員いっぱいの参加がありました。青少年対象以外も含めて多くの事業で定員以上の応募があり、多様な事業内容もさることながら、地域メディアをもつ指定管理者の高い広報力が活かされた結果だと考えられます。

青少年を対象に含む事業のうち21事業は本市に在住・在勤するなど本市に関わりのある方、団体が講師となっています。例としては、4月21日の「親子で学ぶ お魚さばき教室」では地元鮮魚店に地魚のアジのさばき方を伝授していただきました。また、10月

13日の「プロゴルファーが教える！初心者でも簡単スナッグゴルフ体験会」では地元プロゴルファーが中心となっている団体に講師をしていただきました。スナッグゴルフとは、ゴルフ初心者や子どもでも簡単にプレーできる簡易版のゴルフで、マジックテープ素材の的に当てるものです。どちらも大変好評でございました。

また地元の方に講師を務めていただいている事業のうち4事業に関しましては、利用団体に講師のご協力をいただきました。5月12日の「はじめてのフラダンス体験レッスン」、6月30日の「ゲームに学びに！マイクラフトでプログラミング」、7月13日の「きみだけの動くウミガメを作ろう」、8月29日の「スポーツウェルネス吹き矢体験」です。

このように、地域人材のもつ技術や知識を地域の貴重な学習コンテンツであると捉え、社会のためにスキルを発揮していただく地産地消型の事業を実施しました。

12月25日のクリスマスコンサートは昨年度に引き続き湘南工科大学附属高校吹奏楽部による演奏を披露していただきました。会場の交流ラウンジが溢れるほどの方が集まる盛況ぶりでした。また同校吹奏楽部の皆様には、2月15日の「うみかぜテラスコンサート」に運営ボランティアの一員として協力していただきました。うみかぜテラスコンサートは利用団体が日頃の学習成果を発表する場として開催するもので、出演者だけで14団体200人以上と大規模なイベントになったので、高校生をはじめとしたボランティアの協力により円滑な運営を行うことができました。

また、けん玉のワールドカップ出場の高校生が教えるけん玉教室を10月からフリースペースや空き室を利用して月2回程度開催しております。子どもから高齢者まで様々な世代が参加する場となり、世代間交流の場という目標に合致した取り組みとなりました。

青少年のうち中高生は学習室の利用が中心で、それ以外の来館が比較的少ない状況です。そのため、けん玉教室のような高校生が関わる場をより進めることができるよう指定管理者とともに取り組んでいきたいと考えます。

また課題として定員を超える応募がある事業が多くあることから、オンラインを利用した事業の実施などを検討する必要があると考えております。

今後も青少年が主体的に活動できるよう指定管理者による運営を支援してまいります。体験学習センターの事業報告については以上です。

#### ○佐藤会長

報告1の説明が終わりました。

今報告があったもの以外にも、令和6年度の実績についてご質問等いただければと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○吉原委員

社会教育委員の吉原です。

体験学習センターの様々な活動の報告をいただき、大人や高齢者ではない子どもたちが

事業に多く参加されていると伺い、とても嬉しいなと思いました。子どもたちは私たち大人が少し意図的に働きかけないとなかなか集まることがないと感じています。ほかの年齢の子との交流や情報交換ができ、子どもたちが学んで様々なものを培っていくために、今後もこのような事業をぜひ進めていただければと思います。

ひとつ気になることをお伺いします。指定管理者制度に移行されて、問題はなかったでしょうか。現在は体験学習センターですが、今後は他の社会教育施設も指定管理者制度に移行していく懸念もあるので、この1年間を経て何か影響がありましたら教えてください。

○事務局（永島課長補佐）

今のところ、タウンニュース社からは問題点の報告はございません。令和5年度に直営で運営していたときと比較しまして、利用者が増え様々な方が訪れてくださるようになりました。また窓口の対応も市の職員が行うよりも柔軟に対応していただけているのが現状でございます。もし問題が今後起きた場合には、一緒に解決していこうと考えておりますが、現時点で報告はあがってきておりません。

○吉原委員

職員の負担軽減にもなっているということですね。

○事務局（永島課長補佐）

そのとおりです。

○佐藤会長

その他よろしいでしょうか。

それでは、報告2「令和7年度からの青少年問題協議会の開催スケジュールの変更について」に移らせていただきます。事務局から説明してください。

○事務局（永島課長補佐）

報告2「令和7年度からの青少年問題協議会の開催スケジュールの変更について」事務局より説明いたします。資料2をご覧ください。

現在、青少年問題協議会は第1回を10月、第2回を3月下旬に開催しているものを、第1回を7月、第2回を1月下旬から2月上旬へ変更することを考えております。

本協議会の任期が7月からのため、第1回を任期が始まって間もなくの7月中旬に変更します。第2回の3月下旬は年度末の慌ただしい時期と重なるため開催日を前倒しするものです。2月中旬から3月まで議会があることから、議会前の1月下旬から2月上旬に変更することを考えています。

また開催時期の変更に伴い、青少年対策取組方針に基づく事業計画と報告の取扱時期も

変更します。資料2の中段の令和5年度～8年度の開催スケジュールをご覧ください。

これまでは次年度の取組方針は第2回協議会の前に委員へ意見照会し、事務局で取りまとめ、それを基に各課に照会し、第2回協議会で事業計画を報告していました。そして、現年度の第1回協議会で上半期の事業報告、第2回協議会で下半期の事業報告を行ってまいりました。

図で申し上げますと、令和5年度R6の列を見ていただきたいのですが、5年度の2月頃に取り組方針を照会・決定し、3月の第2回協議会で令和6年度の計画を報告、令和6年度の10月の第1回協議会で上半期の事業報告、3月の第2回協議会で下半期の事業報告を行ってまいりました。このスケジュールですと関係課への照会の都合上、上半期は4～8月分、下半期は2月末時点のもので報告しており、3月の事業が反映できず見込みの報告になるなどのデメリットがありました。

そこで、変更後の取り扱い時期についてご説明します。下段の令和7年度のR8の列をご覧ください。7月の第1回協議会で取組方針を協議し、1・2月の第2回協議会で次年度の事業計画を報告します。そして令和8年度に計画に基づき事業を実施し、図にはありませんが、令和9年度の第1回協議会で事業報告を行うこととなります。

なお、移行措置として令和7年度の取組方針は今回の令和6年度第2回で協議いただき、令和7年度の第1回協議会で事業計画を報告し、令和8年度の第1回協議会で事業報告を行います。取扱方針の決定時期が早いため、決定後に大きな社会情勢の変化などがあった場合は随時改めることとします。

報告2「令和7年度からの青少年問題協議会の開催スケジュールの変更について」についての説明は以上となります。

#### ○佐藤会長

報告2の説明が終わりました。今報告があったスケジュール等の変更についてご質問等いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

#### ○佐藤会長

それでは議題1「報告事項について」は以上とし、議事2「協議事項について」に移らせていただきます。

協議事項の議題1は、「子どもを守る都市宣言の改定について」となります。事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局（永島課長補佐）

それでは、事務局より「子どもを守る都市宣言の改定について」、ご説明させていただきます。資料3をご覧ください。

第1回協議会の際に岸宏司委員から、宣言から20年が経過し、学校でのGIGAスクールとしてタブレットが活用され、家庭でのスマートフォンの利用など、子どもたちに入る様々な情報が簡単に手に入る状況となっています。このような目まぐるしく変化する社会情勢を踏まえて改めて検証をしてはどうかと、検証にあたっては幹事会に一任するとのことがありました。それを受けて事務局案を作成し、幹事会において検証いたしました。

改定箇所は、「子どもを取り巻く社会環境が多様化・複雑化しています。」の文言を追加しました。改定の趣旨としましては、20年間の間に、情報化社会の発展のほか、共働き家族・核家族等の家族環境の変化、地域とのつながりの変化等、子どもが置かれている状況が多様化・複雑化しており、それらへの対応に向けて、子どもの安全を守るまちづくりを進めるため、改定するというものです。

事務局からは以上となります。

○佐藤会長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様からご意見やご質問、ご感想等があればお願いいたします。

(意見なし)

○佐藤会長

それでは、ただいま事務局からご説明があったとおり、都市宣言の改定について修正のご意見はありませんでしたので、事務局案のとおり改定させていただきます。

改定された宣言がどのように公表されるか、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（永島課長補佐）

まず、本市のホームページにて改定について公表いたします。また、市役所本庁舎1階市民ふれあいプラザの西側自動ドア横にあります、市民憲章や各都市宣言を掲示したアクリル板の宣言文を更新いたします。

事務局からは以上です。

○佐藤会長

ただいま事務局から説明がございました改定の公表及び新しい宣言文に基づいた子どもの安全を守る取り組みを進めてまいります。

続いて協議事項の議題2は令和7年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針についてとなります。事務局より説明願います。

○事務局（永島課長補佐）

「令和7年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針について」についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

取組方針につきましては、青少年が可能性の幅を広げ、主体的に活動できるよう、青少年対策を実施し、青少年の育成活動を推進するものです。例年は第2回協議会前に委員よりご意見をいただき事務局でとりまとめておりましたが、今回は先にご報告したスケジュール変更に伴い協議会においてご意見をいただくものです。

事務局案は、都市宣言の改定にあわせて、「多様化する社会の中で」を「子どもたちを取り巻く社会環境が多様化・複雑化する中で」に改め、「1 家庭における青少年育成への支援」の(2)の見出し「小学校ふれあいプラザ事業の充実」を項目「ア」にし、項目「イ」、「ウ」として「放課後児童クラブの運営」及び「地域における青少年の居場所づくり」を加え、見出しを「放課後等の青少年の居場所づくりの充実」に改めるものです。

事務局からの説明は以上です。

○佐藤会長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様からご意見やご質問、ご感想等があればお願いいたします。

○山田委員

文教大学の学生の山田です。

お伝えいただいた地域における青少年の居場所づくりということで、次第の「4 その他」の資料にある青少年広場に関わりがあるかもしれませんが、具体的にどのようなものを考えていますか。

○事務局（永島課長補佐）

令和5年度及び令和6年度の夏に地域の方がうみかぜテラスなどを使いサマースペースを開催していただきました。小学生が夏休みの居場所として活動できる場づくりということで取り組んでくださったものです。このことを踏まえて、言葉を追記しております。

○山田委員

わかりましたありがとうございます。

○木下委員

木下でございます。

統計によると、低所得者の世帯においては、約70%の児童が習い事などをせずに放課後は家にいると最近の資料で読みました。

児童の成長を見守り、豊かな経験ができる場であって欲しいと願い、市にはこのような取り組みを推進していただきたいと思っております。

○佐藤会長

ただいまのご発言はご意見としてよろしいですか。

○木下委員

はい。

○佐藤会長

ありがとうございます。

他にございますか。

○赤坂委員

教育委員の赤坂と申します。学校教育の充実に関して5つの取組方針が示されていますが、付け加えていただきたいものがありますので意見を述べます。

付け加えていただきたいのは「中学校給食の全校実施」です。全国的に子どもたちの食の問題があり、茅ヶ崎の子どもも同様と思います。

そこで佐藤市長のもと教育委員会学務課により給食中学校の給食を実現させております。茅ヶ崎は「青少年の健全育成のために、まず食育に取り組んでいるぞ」ということをアピールできたらいいのではないかと考えております。

ご検討お願いいたします。

○事務局（永島課長補佐）

ありがとうございます。それでは取組方針の「2 学校教育の充実」の（6）として追記いたします。

○佐藤会長

他にございますか。よろしいですか。

次第4「その他」に移ります。事務局より「青少年広場の利用ルールについて」説明をお願いします。

○事務局（永島課長補佐）

「青少年広場の利用ルールについて」説明いたします。お手元の「青少年広場一覧・青少年広場のルール」をご覧ください。

青少年課では、青少年の居場所を確保し、心身ともに健康な青少年を育成することを目的とし、市内に青少年広場を14か所開設しています。うち2か所は団体利用の予約制になっています。

こうした青少年広場を利用する際、利用ルールを守らず利用している児童生徒が散見さ

れ、近隣住民の方へご迷惑をおかけしているほか、危険な行動をして児童生徒自身が危ない思いをしている状況も見受けられます。利用ルールを守らない事例としては、利用時間が守られていない、フェンスを越えるようにボールを広場外に飛ばす、飛び出したボールを取るためにフェンスをよじ登り民地に無断侵入する、飛び出したボールが近隣住宅の雨樋や窓ガラス等の家屋や車にあたり破損させる、飛び出したボールを取るために道路に飛び出すといった事例があります。

青少年広場を今後も運用していくためには、ルールを守った利用が強く求められています。教育委員会といたしましては、広場を見回る時に児童生徒に利用ルールの声掛けを行うことのほか、広場内に利用ルールの看板を設置し、ルールの周知に努めているところです。

また4月以降には公立小・中学校の連絡システムであるCOCOOを用いて保護者にルールの周知をする予定です。

委員の皆様におかれましては、こうした現状をご承知いただき、子どもたちの見守りについて引き続きご尽力をいただきますようお願いいたします。

事務局からは以上となります。

#### ○佐藤会長

ただいま事務局から説明がありました。委員の皆様からご意見等があればお願いいたします。

(意見なし)

#### ○佐藤会長

この件につきましては青少年広場のルールづくりということで、保護者の皆様に周知徹底をお願いいたします。

その他各委員の皆様より何かございますか。

#### ○木下委員

提案させていただきます。子どもたちが社会生活を始める小学校において、日頃からすべての子どもたちにすべての先生方が関わっていただくという取り組みをしていただくことで、子どもたちの成長が豊かになっていくと思います。

令和7年度をもって19校全校でスタートとなるコミュニティスクールにおいて、災害時に学校支援ボランティアの方を受け入れ、例えば窓ガラスが割れた、校内の影響があった箇所を対応する、通学路の点検整備などの普段からの備えに取り組んでいただくように提案をさせていただきます。

子どもの安全を守るためにも、よろしくをお願いいたします。

○佐藤会長

ただいまご提案がございましたけども、それに対してご答弁ございますか。

○新居学校教育指導課長

学校教育指導課よりお答えさせていただきます。

冒頭にお話がありました、すべての子どもたちをすべての教職員で育てるということについて、そういった姿勢は我々も非常に大事にしております。3年に1度というサイクルで行う計画訪問で、我々教育委員会の指導主事が各学校に参りまして、その際にそういった姿勢が大事なポイントであるということをお話ししております。茅ヶ崎市はインクルーシブ教育を重要としておりますので、すべての子どもたちをすべての教員でというメッセージは引き続き、発信をさせていただきたいと思っております。

2点目の災害支援につきまして、令和7年度にコミュニティスクールを全校で設置するという進捗になります。先行でコミュニティスクールとなった学校につきましても、協議会の中でどの学校でも災害支援というのは協議の中で話題となっております。具体的に市の職員の防災対策課の方との連携を図り、地域の方の方とも協力しながら協議を進めていきます。また、特に中学生は子どもたち自身が災害時の力になるという形で協議を進めている学校もございますので、そういった取り組みをますます推進できるように、教育委員会でも働きかけをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○南雲委員

第一中学校校長の南雲です。

中学校代表ですが、本校が今年度からコミュニティスクールを立ち上げ実際に協議を進めており、指導課の方からお話があったとおり、災害について具体的に今地域の方とお話を進め始めたところです。

やはり本校第一中学校は海のそばなので、津波による災害を非常に心配しているところです。例えば授業中に被災した場合に子どもたちを守るという安全面を第一に動くというのは前提としてありますが、地域の方のうち特にもお近くにいらっしゃる方はおそらく学校にこられるかなと想定しています。その時に子どもたちと地域の方が居場所をどう確保できるかなど、具体的に考えなくてはいけない課題はたくさんあります。

来年度以降もそういった取り組みを深めていきたいと思っておりますので、おそらく他の学校もそのような形で運営していけると思っております。

以上でございます。

○松永委員

小学校代表の香川小学校校長松永と申します。

「すべての子どもたちをすべての教職員で育てていく」というのは、学校教育の中で大

切な視点だと思えます。現在、どの学校もそうだと思いますが、「チーム学校」として、文字どおりすべての子どもたちをすべての教職員が見ていくという体制づくりをしているところです。

具体的に申し上げますと、自分のクラスの自分の目の前の子どもたちだけではなく、高学年を中心に3年生まで、教科担任制含めて、教科の指導だけではなく、支援の必要な子どもたちをみんなで見ていくという体制を整えているところです。これは本校だけではなく、どの学校でもこの視点で取り組んでいます。

本校ではまだコミュニティスクール話題にはあがっておりませんが、本校コミュニティスクール学校運営協議会の中で、子どもの居場所づくりということで夏休みの1週間で「サマースタディ 宿題やろうぜ」という居場所を作りました。非常に好評でたくさんの子どもたちが1週間学校に来て、学ぶ場所になりました。

様々なことにコミュニティスクールでも取り組んでおりますが、今後災害支援についても話題にしていきたいなと思っております。

#### ○木下委員

茅ヶ崎市は、約20年近く前から学校支援ボランティアに取り組んで、県内でもいち早く取り組んでいる市でございます。

先生方が子どもたちに学年を問わず関わっていただく視点を持つことで、ともに育むという形が定着していくのではないかと考えております。ぜひ全校で取り組んでいただけたらという提案と願いを込めてお話させていただきました。

よろしく願いいたします。

#### ○佐藤会長

他にございますか。

#### ○竹内委員

教育委員会の竹内です。

教育委員会として現在どのように対応しているかという点、学校では全教職員が子どもたちにしっかり関わっていく中で、私たち教育委員会も各学校の子どもたちに学校教育に関わる部署だけではなく、社会教育・青少年育成に関わる全ての部署で学校教育にもぜひ力を注いでいこうとしています。今までは指導主事が学校の計画訪問に行っておりましたが、近年は各課の職員もそこに同行し学校の授業の様子や活動の様子を直接見て、お互いに顔の見える関係を作ることにより教育委員会挙げて、今学校支援に努めているところです。

地域との関連、また社会教育や学校教育の様々なところを、一体的に進めていきたいという思いでおりますので、ご理解いただければと思います。

○佐藤会長

他にございますか。

○須田委員

茅ヶ崎市が今回津波警戒地域に指定されると聞いたのですが、今防災の話が上がったので不安になり伺います。海の近くに学校等がありますが、そこでの避難場所の設置や防災関連の検討はこの後どのように進められるご予定でしょうか。

所管部署ではないと思いますので、わかる範囲で教えてください。

○佐藤会長

県が作成したハザードマップを基にどこに逃げたらいいのか、垂直避難ができるのかという地図をこれから作成します。

○須田委員

そうしますとそれに基づいて避難訓練等を行うということですね。

○佐藤会長

まずはマップを作り、その後マップを使ってどんな避難訓練をするのか、どのように活用するのかについては地域の方に考えていただくことになると思います。

○須田委員

ありがとうございます。

また、先ほどの青少年広場のルールについてですが、市民にとっては青少年広場なのか、公園緑地課が管理している都市公園なのかの区別が難しいと思います。今回のルールは茅ヶ崎市内の青少年広場と都市公園の共通のルールという認識でよろしいでしょうか。

○事務局（永島課長補佐）

青少年課からお答えいたします。

青少年広場と都市公園はそれぞれ別の課が管理しているのが現状です。そのため、お渡ししているこのルールは青少年広場のルールとしてまとめているものになります。

○須田委員

要望なのですが、先ほど申し上げたとおり、市民は公園という位置付けで、青少年広場を青少年課が管理しており、都市公園を公園緑地課が管理していると認識できていません。やはり共通の最低限のルールを作っていただき、各課で調整をしていただければと思います。

○佐藤会長

それでは以上をもちまして、令和6年度第2回茅ヶ崎市青少年問題協議会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。